

## 郡山市身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業実施要綱

平成 10 年 4 月 1 日制定

平成 12 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 3 月 13 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

【保健福祉部障がい福祉課】

### (目的)

第 1 条 この要綱は、車いすを常時必要とする身体障害者又は身体の不自由な者（以下「身体障害者等」という。）が車いすを利用したままで乗降できる等特別な機能を有する自動車（以下「車いす対応車」という。）を購入し、又は車いす対応車に改造した者に対し、当該購入又は改造に要する費用の一部を助成することにより、身体障害者等の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第 2 条 助成の対象者は、市内に住所を有する身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする親族で、車いす対応車の所有者となり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の市税等を滞納していないこと。

(2) 助成金を交付する月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が当該月における特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別障害者手当の支給の制限を受けることとなる額を超えない者

### (助成対象経費)

第 3 条 助成の対象をなる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の対象者が自動車の乗降をしやすくするための次に掲げる装置の価格及び当該装置を備えるための改造に要する経費とする。ただし、当該装置があらかじめ装備された車いす対応車を購入する場合であって、これらの経費が車両本体価格に含まれるときには、同型の一般車両の本体価格の差額を持って助成対象経費とする。

(1) シートが回転し、又はリフトアップする装置

(2) 車いす用リフト装置

(3) 車いす用スロープ

(4) 車いすを固定し、又は収納する装置

(5) その他市長が認める特別な機能を有する装置

### (助成額)

第 4 条 助成金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は助成対象経費の 3 分の 1 の額とする。ただし、200,000 円を限度とする。

2 助成対象経費が 100,000 円に達しない場合は、その実額を助成額とする。

3 助成対象経費は 100,000 円以上で第 1 項に規定する額が 100,000 円に達しない場合は、助成額を 100,000 円とする。

### (申請及び決定)

第 5 条 助成を受けようとする者は、身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成金申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 見積書
- (3) 第3条ただし書きに該当する場合は、車両の本体価格に関する書類
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

3 市長は、助成を決定したときは、身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成決定通知書（第2号様式）により、助成を却下するときは却下決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 助成の決定を受けた者は、自動車の改造が完了したときは、速やかに身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車車検証の写し
- (2) 領収書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成金申請書

年 月 日

郡山市長

住所  
申請者  
氏名

電話番号 ー

身体障害者等車いす対応自動車購入費に係る助成金の交付を受けたいので、郡山市身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 身体障害者等  
氏名  
生年月日 年 月 日生  
身体状況

3 自動車の車種

4 障害者対応の機能

5 助成対象経費等

助成対象経費見込額（A）	$A \times (1/3)$	助成金交付申請額
円	円	円

添付書類

- 1 自動車運転免許証の写し
- 2 見積書（注文書）
- 3 その他（別紙販売価格証明書）

第2号様式（第5条関係）

身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成決定通知書

郡山市指令障第 号

様

平成 年 月 日付けで申請のありました身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成については、次のとおり助成金を交付することと決定したので、郡山市身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業実施要綱第5条の規定により通知します。

平成 年 月 日

郡山市長



助成金交付額	円
対象者氏名	
対象者住所	
車種	
障害者対応の機能	
助成条件	
摘要	

第3号様式（第5条関係）

却下決定通知書

郡山市指令障第 号

様

平成 年 月 日付けで申請のありました身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成については、下記の理由により却下することと決定したので、郡山市身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業実施要綱第5条の規定により通知します。

平成 年 月 日

郡山市長



記

却下の理由

第4号様式（第6条関係）

身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業実績報告書

平成 年 月 日

郡山市長

住所  
報告人  
氏名 ㊟

平成 年 月 日付け郡山市指令障第 号で交付決定を受けた身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業が完了したので、郡山市身体障害者等車いす対応自動車購入費助成事業実施要綱第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 自動車の型式等  
型 式  
登 録 番 号
- 2 障害者対応の機能
- 3 実績額等

助成対象経費額 (A)	$A \times (1/3)$	確定助成額
円	円	円

添付書類

- 1 自動車車検証の写し
- 2 領収書の写し
- 3 その他 ( )